

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）の施行による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（一般の退職手当） 第3条 ……略…… 2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、次の各号に掲げる者に支給する。 (1) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第2条の規定により退職した者（同条例第3条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、規則で定める長期勤続その他により退職した者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者 (2) 法第28条第1項第4号の<u>定め</u>に該当する理由又はこれに準ずる理由により退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者（退職手当の基本額） 第4条 勤続期間が1年以上となる職員（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）が退職したときの退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) ……略…… (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u> (3) <u>16年以上20年以下</u>の期間については、1年につき100分の160 (4) <u>21年以上30年以下</u>の期間については、1年につき100分の150	（一般の退職手当） 第3条 ……略…… 2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、次の各号に掲げる者に支給する。 (1) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第2条の規定により退職した者（同条例第3条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、規則で定める長期勤続その他により退職した者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（以下「<u>定年退職者等</u>」という。） (2) 法第28条第1項第4号の<u>規定</u>に該当する理由又はこれに準ずる理由により退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者（退職手当の基本額） 第4条 勤続期間が1年以上となる職員（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）が退職したときの退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) ……略…… (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u> (3) <u>16年以上30年以下</u>の期間については、1年につき100分の160

(5) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の140

(6) 34年以上の期間については、1年につき100分の40

2 前項の規定により計算した金額が、給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第2項第1号の定めに該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第3条第2項第2号の定めに該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第3条第2項第1号に掲げる通勤による災害により退職した者及び第3条第2項第2号の定めに該当する者に対する第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月

(4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150

(5) 34年以上の期間については、1年につき100分の50

2 前項の規定により計算した金額が、給料月額に45を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第2項第1号の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第3条第2項第2号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第3条第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び第3条第2項第2号の規定に該当する者に対する第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月

にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,100円を乗じた額とする。

(1)～(5) ……略……

2～4 ……略……

(調整額期間)

第8条の2 調整額期間とは、次項に規定する基礎在職期間のうち、その者の退職の日の属する月の末日を起算日として、20年前までの期間をいう。

2 ……略……

3 第1項の規定による調整額期間のうちに、法第28条の規定による休職、法第29条の規定による停職、法第55条の2第1項ただし書の規定による理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、その他現実に職務に従事することを要しない期間がある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）がある場合は、規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。

(失業者の退職手当)

第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあっては6月以上）で退職した職員で第5項の規定に該当する以外の者であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たない者が、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に掲げる離職の日と、

にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,075円を乗じた額とする。

(1)～(5) ……略……

2～4 ……略……

(調整額期間)

第8条の2 調整額期間とは、基礎在職期間のうち、その者の退職の日の属する月の末日を起算日として、20年前までの期間をいう。

2 ……略……

3 第1項の規定による調整額期間のうちに、法第28条の規定による休職、法第29条の規定による停職、法第55条の2第1項ただし書に規定する理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、その他現実に職務に従事することを要しない期間がある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）がある場合は、規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。

(失業者の退職手当)

第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。）にあっては6月以上）で退職した職員で第5項の規定に該当する以外の者であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たない者が、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法

日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合においては、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に掲げる一般の退職手当等の額を第2号に定める基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該退職手当のほか、その超える部分の失業の日につき同号に定める基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に掲げる所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) ……略……

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に掲げる離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額に、その者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合においては、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該退職手当のほか、その超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) ……略……

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額に、その者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては6月以上）で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の定めの例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の定めの例により、その者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 及び 5 ……略……

6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の定めの例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合においては、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い第1項又は第3項に規定する退職手当を支給することができる。

(1) ……略……

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては6月以上）で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例により、その者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 及び 5 ……略……

6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合においては、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い第1項又は第3項に規定する退職手当を支給することができる。

(1) ……略……

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準（以下単に「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導（以下単に「職業指導」という。）を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定したとき。

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定したとき。

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ……略……

(2) 前号に定める公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族及び届出をしていないが事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者と別居して寄宿する者については、雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定したとき。

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定したとき。

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ……略……

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族及び届出をしていないが事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者と別居して寄宿する者については、雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金

(3)及び(4) ……略……

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) ……略……

9～14 ……略……

(勤続期間の計算)

第10条 ……略……

2 ……略……

3 前2項の規定による在職期間のうちに、法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により職務に従事することを要しない期間が1月以上であったときは、当該月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間については、当該月数の3分の1に相当する月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除くものとする。

4～8 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は

額

(3)及び(4) ……略……

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) ……略……

9～14 ……略……

(勤続期間の計算)

第10条 ……略……

2 ……略……

3 前2項の規定による在職期間のうちに、法第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により職務に従事することを要しない期間が1月以上であったときは、当該月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間については、当該月数の3分の1に相当する月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除くものとする。

4～8 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は

第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

附 則

1 及び 2 ……略……

3 立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年立川市条例第6号)附則第4項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第7項の規定の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条から第28条まで	第24条から第28条まで及び附則第5条
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進

第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)～(3) ……略……

2～6 ……略……

附 則

1 及び 2 ……略……

<u>するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u>	<u>するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）	
---	---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第8条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（立川市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員のうち退職したものをいう。次項において同じ。）であつて立川市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に定める所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項に規定する退職手当又は同号の定め例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に定める所定給付日数に相当する日数分の同条第3項に規定する退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「新法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は新法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する新条例第9条第8項（第5号に係る部分に限り、立川市職員退職手当支給条例第9条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。